令 和 ８ 年１０月３０日
練馬区高齢施策担当部
介　護　保　険　課

令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託に係るプロポーザル募集要領

１　目的

本要領は、「令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

⑴　件名　　令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託

⑵　履行期間　令和９年４月１日(木)から令和10年３月31日(金)まで
※ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最長３年（更新２回）の随意契約を行うことがある。

⑶　履行場所　受託事業者と区で協議のうえ決定した場所

⑷　業務内容　仕様書（別紙１）のとおり

⑸　概算経費　7,750,000円（税込）消費税率は10％
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
※令和９年第一回練馬区議会定例会において、予算が成立したときに効力を生じるものである。

３　参加資格および欠格条項

３－１　参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

⑴　他自治体でケアプラン点検業務委託または、これに類似する業務実績があること。

⑵　提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

⑶　事業の実施に当たる従事者は、ケアプラン点検に係る業務内容を熟知し、居宅介護支援事業所へ適切な指導および助言を行うことができる者として、以下の管理者および点検業務担当者を配置すること。

ア　管理責任者

常勤で次のいずれかに該当する者

(ｱ)　主任介護支援専門員

(ｲ)　介護支援専門員の資格を有し、給付適正化事業に３年以上従事したことがある者（ケアプラン点検業務の経験がある者が望ましい）

(ｳ)　介護支援専門員の資格を有し、介護支援専門員業務の経験が５年以上の者で前号に掲げる者と同等の知識と経験がある者

イ　点検業務担当者

介護支援専門員の資格を有する者（ケアプラン作成の経験がある者が望ましい）

３－２　欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

⑵　提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

⑶　「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

⑷　法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税滞納している者。

⑸　経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

４　選定方法

４－１　日程（予定）

募集要領等の公表	令和８年10月30日（金）
説明会	令和８年11月９日（月）
質問受付期間	令和８年11月９日（月）から 令和８年11月13日（金）午後５時まで
質問回答日	令和８年11月20日（金）
参加表明届受付期間	令和８年11月９日（月）から 令和８年11月27日（金）午後５時まで
提案書類受付期間	令和８年11月９日（月）から 令和８年11月30日（月）午後５時まで
参加辞退届提出締切日	令和８年11月30日（月）午後５時まで
プレゼンテーション日程通知	令和８年12月８日（火）
プレゼンテーション、ヒアリング	令和８年12月23日（水）（予定）
結果通知	令和９年１月22日（金）頃に通知（予定）
契約締結日	令和９年４月１日（木）

４－２　プロポーザルへの参加表明および辞退

参加を希望する事業者は、プロポーザル参加表明届（様式１）を、また、プロポーザル参加表明届を提出した後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式２）を担当部署まで提出すること。

⑴　受付期間

プロポーザル参加表明届：令和８年11月９日（月）から11月27日（金）午後５時まで

プロポーザル参加辞退届：令和８年11月９日（月）から11月30日（月）午後５時まで

⑵　方法　電子メールで送信し、その旨を担当部署まで電話で連絡すること。

４－３　説明会

参加を希望する事業者は必ず出席するものとし、出席がない場合は選考の対象外とする。説明会に出席を希望するものは、担当部署まで電話で出席の申込みをすること。

⑴　開催日時　令和８年11月９日（月）　午前10時から（１時間程度）

⑵　開催場所　練馬区役所本庁舎19階　1906会議室

⑶　電話受付期間　令和８年10月30日（金）午前９時から11月５日（木）午後５時まで

⑷　注意事項　説明会の出席者数は、１事業者につき２名までとする。

４－４　質問回答

募集に関する質問は質問票（様式３）に内容を簡潔に記入のうえ、担当部署まで提出すること。

⑴　質問期間　令和８年11月９日（月）から令和８年11月13日（金）午後５時まで

※説明会終了後より受付開始、期限を過ぎた質問は受け付けない。

⑵　質問方法　電子メールで送信し、その旨を電話で連絡すること。

※送信時の件名は「令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託プロポーザル質問」とすること。

⑶　回答方法　11月20日（金）に質問者名を伏せたうえで、参加表明届を提出したすべての事業者に電子メールで回答する。

４－５　提案書等の提出

参加を希望表明した事業者は、必ず事前に電話連絡のうえ、提案書等を担当部署に持参すること（郵送不可、事前予約制）。

⑴　受付期間　令和８年11月９日（月）午前11時から令和８年11月30日（月）午後５時まで

⑵　提出書類　「令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託応募書類提出一覧」（様式４－２）

⑶　提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書等の差し替え、追加および再提出は認めない。

４－６　審査方法

参加資格を満たす者について、提出書類の審査およびプレゼンテーション、ヒアリングを行

う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

⑴　プレゼンテーション実施日（予定）

令和８年12月23日（水）詳細は、別途通知する。

選考時間は１者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。

⑵　説明者

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、２名以内とする。

⑶　注意事項

ア　プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて行うこと。当日の資料の追加配付は認めない。

イ　プロジェクター(Panasonic　PT-FZ570)、パソコンを接続するコード(ミニD-Sub15pinおよびHDMI)およびスクリーンは区が用意する。パソコンは参加事業者が準備すること。

⑷　審査結果の通知

令和９年１月22日（金）頃に参加事業者に書面で通知する。

４－７　評価項目

「令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託事業者選定評価項目および評価基準(細目)」(別紙２）のとおり。

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙３）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

⑴　提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

⑵　提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

⑶　審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合、その時点で失格とする。

⑷　提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

⑸　提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、

無効の扱いとする。

⑹　提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

⑺　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

⑻　本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

⑼　本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

書類一覧

仕様書（令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託）	【別紙１】
令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託事業者選定評価項目および評価基準（細目）	【別紙２】
プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準	【別紙３】
令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託に係るプロポーザル参加表明届	【様式１】
令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託に係るプロポーザル参加辞退届	【様式２】
質問票	【様式３】
令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託事業者応募申請書	【様式４－１】
令和９年度練馬区ケアプラン点検業務委託事業者応募書類提出一覧	【様式４－２】
他自治体での受託実績	【様式５】

８ 問合せ先・担当

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者運営推進係　岡田

練馬区豊玉北6-12-1　練馬区役所東庁舎４階

電話 03-5984-4589（直通）

FAX　03-3993-6362

電子メール　KAIGO02@city.nerima.tokyo.jp